

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>日高狭山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>狭山市大字根岸字田木前六七九番七地先から同市大字根岸字大原五七二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年十一月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年六月九日埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一九五・一六メートル</p>